

パブリックコメントによる候補物質又は案件の意見提出状況

募集期間：平成 30 年 7 月 24 日～平成 30 年 8 月 22 日

募集方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載による募集

提出件数：5 件

候補物質又は案件	理由	候補物質又は案件の情報等
シンナーに含有されている化学物質	<p>塗料をはじめとした化学製品の中間製品には石油を原料とした有機溶剤の混合物がシンナーとして多用されている。</p> <p>シンナーは被膜としてなる成分を溶解させる目的であり、その後は乾燥とともに大気中に放散され、なかなか自然分解されないことから、間接的に我々が吸引しているのが現状と考えられる。</p> <p>シンナーに含有されている化学物質すべてを対象とする必要があると考えられる。</p> <p>石油系溶剤には芳香族や脂肪族の様々な化学物質が含まれていることから、ミネラルスピリット、ミネラルターペン、ケロシンやその中に含まれているエチルベンゼンなどを把握する必要があると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提案の物質は、有機溶剤中毒予防規則の規制対象であるが、発がん性は確認されていない。当該物質を含め有機則等の規制対象物質に係る発がん性等に係る情報収集に努めていく。 エチルベンゼンについては、リスク評価を経て特定化学物質障害予防規則（特化則）で規制済。 ケロシンの発がん性については、IARC でグループ 3 に分類されている。 <p>一方、ACGIH において A3（動物発がん性が確認され、ヒトとの関連は不明な物質）に分類されているところ、今後発がん性評価WGにおいて発がん性の評価を行った上で、対応について検討したい。</p>
ミネラルスピリット、ミネラルターペン、ミネラルシンナー、ケロシンなど石油由来の工業用有機溶剤	<p>燃料としてではなく溶剤として環境に発散させているものの調査が必要と考える。</p>	
1，4－ジクロロ－2－ブテン	<p>日本及び米国では、専門家により検討された許容濃度がそれぞれ公開されている。</p>	リスク評価を行い、特化則で規制済
1－ブロモプロパン	<p>これらの職業ばく露における許容濃度が小さいにもかかわらず、安衛法の制限が定められていない物質を優先すべきと考える。</p>	リスク評価中
クロロピクリン	<p>例えば日本産業衛生学会で勧告している許容濃度が 1ppm 未満であって、安衛法による制限が定められていない物質は、例えば次の物質である。</p>	リスク評価中
五塩化リン	<p>日本産業衛生学会又は ACGIH での専門家のばく露評価で既に、許容濃度が低い、すなわち有害性が高い、と評価されたこれらの物質については、公開されている評価書を引用するなどして、評価の短縮を図ってはいかがか。</p>	<p>特定標的臓器毒性（単回ばく露）（呼吸器系）について GHS 区分 1 であり、高い毒性を有している。</p> <p>○許容濃度等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本産衛学会 0.1ppm 0.85mg/m³ ACGIH TLV-TWA 0.1ppm <p>○発がん性 GHS 分類できない</p> <p>○作業環境の測定方法 不明</p> <p>○製造量 2,000t</p> <p>○モデル SDS あり</p>